

ソフトテニス大会等の開催における感染拡大予防ガイドライン

2020年 6月 2日

(2022年6月12日改訂)

(2023年2月25日改訂)

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

1 はじめに

2020年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を参考にしてガイドラインを作成する等、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められました。

公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「連盟」という）としては、本提言に基づき「ソフトテニス大会等の再開における感染拡大予防ガイドライン」を同年6月2日に作成、その後、基本的対処方針の変更等を踏まえた累次の改正を経て、今回、ソフトテニス大会等の開催における感染拡大予防のための留意点をガイドラインとして取りまとめました。

本ガイドラインは、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、ソフトテニスの特性に応じて作成しておりますので、引き続き参照し、主催者の責任の下で大会等のイベントを実施していただきますようお願いします。

また、イベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、同年5月14日付でスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。

2 大会・イベントの開催に当たっての基本的考え方について

大会やイベント開催につきましては、各都道府県の方針に従うことが前提ですので、施設が所在する都道府県のスポーツ主管課等への確認が必要ですが、最終的な開催可否については主催者の責任で判断することが必要となります。

また、特に、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県に当たっては、以下の点に注意してください。

①内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に発出される
事務連絡によって示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府
県が定める収容人数・収容率や手続きに従い、開催内容を検討してください。

②収容人数が5,000人を超える場合には、都道府県が定める
様式に基づき、感染防止安全計画を策定し、都道府県に確認を受ける必要があります。
それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、
かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）と都道府県が定める様式に
基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する必要があります。

③緊急事態措置やまん延防止等重点措置が発令された場合には、政府及び都道府県の示す開催基準に従うこととなります。

3 大会・イベント開催・実施時の感染防止策について

【感染予防策】は、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、参加者が大会・イベントに安全・安心に参加できるよう、主催者（主管団体）が運営に当たり留意すべき感染防止の事項を取りまとめたものです。

大会・イベントの主催者（主管団体）は、本内容を踏まえ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理しなければなりません。

また、必要な対策ができていることを確認し、開催地の都道府県が示すチェックリストを活用し、適切な場所に掲示する等、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が、**障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮し、**感染防止のために取り組むことが必要です。

（1）参加募集時の主催者（主管団体）の対応

- ①大会・イベント参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、大会要項に記載することで協力を求めること。
なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会・イベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。
- ②以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう促すこと。
 - ・体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - ・過去5日以内に新型コロナウィルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者
- ③感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守させること。
 - ・マスク、手洗い、距離確保、等
- ④大会・イベント終了後1週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告させること。

（2）参加受付時、主催者（主管団体）の対応

- ①受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会・イベントを開催・実施すること。
- ②受付窓口には、手指消毒剤を配備すること。
- ③参加料の徴収を、できるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受は極力避けること。
- ④**発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。**
- ⑤人と人が対面する場合は、換気を徹底すること。また、受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- ⑥受付時に距離をおいて並べるよう呼びかけること。
- ⑦当日の受付のほか、前日の受付を行う等、当日の混雑を極力避けること。

（3）大会・イベント参加者への対応

- ①**主催者は、参加者が適切なマスクの準備を呼びかけること。**
屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要ですが、屋外でも、人との距離（目安2m）が保てず会話をする場合、また、屋内では、人との距離（目安2m）が保て

て会話をほとんど行わない場合を除き、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、適切なマスクの着用が必要です。

ただし、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮とともに適切な感染対策を講じてください。

特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨してください。

(※) 正しいマスクの着用法については、厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照してください。

②大会・イベント参加前後の留意事項

大会・イベントに参加する個人や団体は、前後のミーティングにおいても三つの密を避けること。また、会話時にはマスクを着用する等の感染対策に十分に配慮すること。特に感染リスクが高まる「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」については、周囲の状況を踏まえ、開催を控えることも求める必要がある

(4) 大会の主催者（主管団体）が準備すべき事項

①主催者（主管団体）は、参加者が手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要である。

- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求め、共通タオルを使用しないようすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

②更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、大会の主催者（主管団体）は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が集合する招集場所について、以下に配慮して準備すること。

- ・換気扇を常に回す、あるいは換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。また、休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限するとともに、人ととの十分な間隔を空けた整列を促す等の対策を行う等の措置を講じること。
- ・室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については手指消毒液を配置し、参加者への手洗い・手指消毒の励行を指示する。
- ・入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること。）

③飲食物を提供する際は、飲食店ガイドラインやルール、各都道府県の要請等に従うこと。

- ・飲料水については、廻しのみは行わないこと。（ドーピング検査の対象となる者が参加する大会では、未開封の飲料を提供しなければならない。）
- ・参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ・飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自

肃等）の徹底を周知すること。

- ・飲食物を取り扱うスタッフには適切にマスクを着用させること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、利用時間をずらす、人と人との十分な間隔を空けた利用の徹底、入場制限等を行うこと。

④大会を有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、イベント参加者間の適切な距離の確保を促すこと。

- ・大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を維持し、参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。
- ・大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）を行うこと。
- ・マスクなしでの大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合には適切にマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。
- ・参加者の規模に応じて、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと。

⑤大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があり、具体的には、機械換気による常時換気又は窓開け換気が必要です。機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開けが必要です。施設の使用に当たっては、スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談して取り組んでください。

⑥ゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、適切にマスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用し、作業後は、石鹼と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行うことが必要です。

⑦大会の主催者（主管団体）自身についても、感染症の拡大を防ぐため、以下の事項を実施することが求められる。

- ・スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。
- ・健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談するよう促すこと。
- ・ワクチン接種、ウイルス検査・受診に適切に対応すること。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・**主催者としてスタッフの検査を実施する必要が生じた場合は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（令和4年10月19日）等を参照すること。**
- ・打合せ会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。やむを得ず対面で会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク（品質の確かな、できれば不織布）着用に留意すること。

（5）選手が大会・イベントに参加する際の留意点

- ①参加者は大会・イベント開始前に検温をすること。
- ②**運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、厚生労働省HP「マス**

クの着用について」を参照し、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行うこと。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。

③周囲の人との距離については、介助者や誘導者の必要な場合を除き、大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）を行うこと。ただし、激しいプレーにより呼気が激しくなった場合は、感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けること。

④マッチ終了後の選手間での握手は禁止とすること。

⑤運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

⑥ペア等とのハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。

⑦団体戦のベンチにおいては、選手間の距離を一定間隔保ち応援するよう努力すること。

⑧一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう、チームごとで応援者に注意喚起を行うこと。

⑨用具、用品（ラケット、タオル、ウェア等）のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと

⑩マッチ終了の度に、こまめな手洗いを行うこと。

⑪飲食については、指定場所以外で行わず、最低1mの距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外で会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合はマスク着用を徹底）。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。加えて、指定場所は換気を十分に行うこと。

⑫飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

⑬会場において発生したゴミは、各自で必ず持ち帰ること

(6) その他の留意事項

①チーム内等において、感染者が発生した場合は、感染者および濃厚接触者の活動を停止するとともに該当者の大会への出場を中止し、関係者に連絡すること。

②大会、イベントの主催者（主管団体）は、自治体等の指示により収集した個人情報がある場合は、万が一感染が発生した場合に備え、取扱いに十分注意しながら保存期間（イベント実施から1週間以上）を定めて保存しておくこと。

③大会開催後に大会参加者・関係者らの感染が判明した場合には、速やかに各都道府県連盟に報告、各都道府県連盟は日本ソフトテニス連盟に報告すること。

④感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。

⑤各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは主催者（主管団体）で実施すること。

以上

<参考ホームページ>

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_041125.pdf

・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和4年11月30日改訂)

https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/sport/sport_shisetsu/sports_coronataiou.files/20221130_sportsgudeline.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」5-4)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000928216.pdf>